

改正後	改正前
<p>帯_____</p> <p>_____</p> <p>(事業の適用)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 原則として、対象車両は、身体障害者手帳に記帳されている有料道路通行料金の優遇措置及び自動車税又は軽自動車税の減免措置を受ける自動車と同一のものとする。</p>	<p>帯の介助者、若しくはその者と生計を同じくする者</p> <p>(事業の適用)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 対象車両_____は、身体障害者手帳に記帳されている有料道路通行料金の優遇措置及び自動車税又は軽自動車税の減免措置を受ける自動車と同一のものとする。</p>

附 則

この訓令は、令和8年5月1日から施行する。